

新型コロナウイルスに係る受入ガイドライン (ver.5)

令和3年3月1日 改訂

1 通常時の受入との変更点

- 利用人数の上限縮小や消毒作業等の対応が必要となるため、今後の受付は1日に2団体までに縮小します。
- 利用日初日から起算して1か月前を過ぎた申し込みはしません。
- 遅くとも利用日初日の2週間前から検温し、健康観察票などに記録を残します。ただし、本所への書類の提出は不要とし、各団体で管理をします。
- カメラマンや添乗員、運転士等を同行させる場合は、健康観察票の記録や提示の協力を仰ぎ、同行者の体調を事前に把握しておきます。
- 宿泊者名簿並びに日帰り利用者名簿の右に「施設利用開始日朝の体温」の欄が特設されましたので、受入時までに責任者の方が、同行者も含めた参加者全員の体温をまとめ、事務室に提出します。

2 施設での生活における特別な行動規範

- ①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いの徹底、④大声での活動自粛等「新しい生活様式」を意識して、活動します。
- マスク、体温計、手指消毒液は、団体で準備します。原則プラザにあるものは、非常時のみの使用とします。
- 蛇口、ドアノブ、手すり、スイッチ等の共用部分は、可能な限り触れる回数を減らし、接触後の手洗いと消毒に協力します。
- 宿泊棟談話室に、宿泊室ごとの消毒セットのかごが置いてあります。食堂や体育館などを使用する際は、かごを持っていき使用後の消毒を行います。
- 宿泊期間中の毎朝夕に検温を行い、本所が作成した「参加者の検温結果報告書」に記入し、同行者の分も含め、指定された時間までに事務室へ提出します。
- 宿泊初日は、前泊団体がある場合は14時以降に到着し、活動を開始します。
- 宿泊最終日の活動は、後泊団体がある場合は、退所を13時30分までに済ませます。
- 利用初日から起算して14日以内に発熱や咳などの風邪症状がある方は、利用を控えることに協力します。

3 利用制限が加わる施設及び活動

① 宿泊室

- 1棟の使用上限を8割80人までとし、密集・密接をつくらないように過ごします。
- 引率者の指示のもと適宜窓を開けて換気を行い、密閉をつくらないように過ごします。

退出の準備をする際に、所指定箇所の消毒を行います。

② 食堂

他の学校や団体との同時利用はしません。

一度に最大224人まで利用できますが、出来るだけ空席を設け、8割程度で使用します。密集する場合は、「マスク会食」、「黙食（はなさず）」、「静美食（しずかにおいしく）」など感染拡大予防を意識して食事をとります。

食堂での食事提供は、大勢が手を触れないようにするため、係による配膳形式とします。配膳当番の係は、各団体で、下記表の必要人数を設けます。

配膳当番の必要人数	朝食	昼食	夕食
64人未満の団体（1レーン）	6人	4人	5人
64人以上の団体（2レーン）	12人	8人	10人

利用が終わる際に、所指定箇所の消毒を行います。

③ センター棟ロビー

「3密」空間となるため椅子やテーブルが撤去されますので、長時間寛ぐことはしません。

入所式・退所式等の集会は実施しません。

④ 多目的広場

スポーツやレク、キャンプファイア等、屋外の活動であっても密集・密接をつくらないように活動します。

⑤ 天文台

他の学校や団体との同時利用はしません。

天文台のドームを開放し、密閉をつくらないように活動します。

⑥ 屋外炊事場

当面の間、カレー作りのみ実施します。

⑦ 体育館

他の学校や団体との同時利用はしません。

気候・気温に関わらず、常時窓を開けて換気をします。

キャンドルファイアを実施する際は、窓を開けることが難しいが最低1～2枚は開放し、密閉をつくらないように活動します。また、活動の際には距離を取り、密集・密接をつくらないように活動します。

⑧ 研修棟

気候・気温に関わらず、常時窓を開けて換気をします。

席は適切な距離をとって、密集・密接をつくらないように活動します。

⑨ 談話室

伝統食づくりの体験活動は実施しません。

キャンドルファイアは実施しません。

集会や勉強合宿等で使用する際は、適切な距離をとって活動します。また気候・気温に関わらず、常時窓を開けて換気をします。

⑩ 木工室並びに陶芸室

- 木工室並びに陶芸室での活動中は、常時窓を開け、密閉をつくらないように活動します。

3 利用中に発熱・倦怠感などの症状が出た場合

- 宿泊棟の玄関ロビーや引率者室にある内線電話、または携帯電話などから事務室に連絡をし、症状を伝えます。
- 万一に備え、体調不良者を休養させる部屋として各宿泊棟引率者室1の部屋を確保しておき、接触をできるだけ防ぎ、休養させます。
- 発症者の保護者・家族等に連絡し、できるだけ早く退所・帰宅させます。同室だった方の対応については、団体の判断で対応し、事務室へ報告します。

4 利用後

- 滞在中に発熱、倦怠感などの症状で帰宅された方があった場合、帰宅後の経過（診断結果等）について、当施設へ必ず連絡します。
- 利用終了後2週間のあいだに、新型コロナウイルス感染症と診断された方があった場合、当施設へ必ず連絡します。

5 その他

- 食堂のテーブルなどの共用部分は、団体の入れ替えの間に本所職員が除菌作業を行います。
- 風邪に似た症状であっても、発症者が利用していた宿泊室は、本所職員が除菌作業を実施した後、その宿泊室は一定期間利用者に提供しないこともあります。
- 本所職員も毎朝（宿直者は夕方も）検温し、体調を確認してから勤務にあたります。また、本所職員もマスクを着用して対応させていただきます。

※本ガイドラインに記載がない内容は、「利用のガイドブック」に準じて生活を行うものとします。

私は、新型コロナウイルスガイドライン(ver.5)の内容について確認し、同意した上で利用の申し込みをします。

年 月 日

団体名： _____、団体責任者代表氏名(直筆)： _____

※同意の御署名をいただいた書類は、利用申請書と活動計画と同時に御提出ください。なお、提出される場合は、署名欄がある3ページのみを御提出ください。